

令和9年度奨学生募集要項

藤 井 育 英 会

1 藤井育英会

藤井育英会は、故藤井伊三郎氏の遺族藤井大輔氏が、故人の遺志を引き継ぎ笠岡市に寄附された資金を基金として積み立て、昭和58年度から市内の高校生を対象とした奨学資金の給与事業を開始しました。社会に有為な人材育成、学資の支弁が困難と認められる人の高等・高等専門学校での就学を支援しています。

2 出願資格

(高等学校、高等専門学校の奨学生)

笠岡市に住所を有し、令和9年4月に高等学校又は国立高等専門学校へ進学希望をもっている人、または現に在籍している人。ただし、修学のために転出している場合は特例とする。

【※全日制高校のほか定時制高校及び特別支援学校・盲学校・聾学校高等部を含む。】

3 応募基準

- (1) 校内、校外の生活全般を通じて、態度、行動が正しく修学に十分たえうる体力があり、将来社会に貢献しうる見込みのある人
- (2) 中学校又は高等学校の第1学年から第3学年（最近時）までの履修教科の評定を合計し、これを全履修科目数で平均した値が3.5以上（小数点以下第2位は切捨て）であって、進学後も優秀な学業成績を修める見込みがあること。
ただし、中学校又は高等学校における学業成績が3.5未満であっても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。
- (3) 本人の属する世帯の資産・経済状況の基準が、原則として別紙の算定基準額以下であること。
ただし、算定基準額を超える場合であっても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。
- (4) 本人の属する世帯に本市の市税及び税外収入金の滞納がない人

4 特例推薦

特例として推薦することができる人は、次のいずれか1つに該当し、特に人物が優れ、かつ奨学金を給与することによって特に優れた学習成績を修める見込みがあると認められる人であること。

- (1) 災害、病気、その他の事故等により主たる家計支持者を失った人
- (2) 申込前1か年以内において火災・風水害等により著しい被害を受けた人及び著しい被害を受けた人の子
- (3) 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する人
- (4) 障害のある人
- (5) その他選考委員会が認めた人

5 奨学金の返還

奨学金は、返還しなくてよい。

6 応募書類

- (1) 奨学生願書（所定様式）
- (2) 進学願書の中の調査書 ※学習の記録（評定）及び特別活動の記録が記載されているもの
- (3) 令和8年度（令和7年分）所得証明書 **※世帯員全員のもの。ただし、別世帯ではあるが生計を一つにする方がいる場合はその方の所得証明書（課税標準額、市町村民税調整控除額の記載のあるもの）も必要。**
- (4) 住民票の写し **※世帯員全員のもの。ただし、別世帯ではあるが生計を一つにする方がいる場合はその方の住民票の写しも必要。**
- (5) 市税及び税外収入金の賦課及び納付状況等の調査を認める同意書

※ 奨学生願書中の健康診断は、医師が行い、その結果により修学上の支障の有無について判断したものとする。ただし、学校保健法による定期健康診断（出願時約1年以内に実施した最新のもの）の結果により医師が修学上支障のないと判断した人については、願書中の医師氏名印欄を学校長氏名印欄とすることができる。（この場合は、定期健康診断票を転記するか、写しを添付しなければならない。）

7 提出期限

令和8年10月16日（金）（推薦学校長から提出）

提出先 笠岡市教育委員会生涯学習課内 藤井育英会事務局

〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡1866番地の1

TEL：0865-69-2153 FAX：0865-69-2186

8 その他

- (1) 奨学金給与額
月額10,000円を令和9年4月から最短修業年限の卒業期まで給与する。
- (2) 奨学生の決定
 - ① 奨学生採用候補者決定通知書は、推薦学校長を経て本人に送付する。
 - ② 採用候補者は、令和9年4月に進学校へ入学後、在学証明書を提出することによって本採用となる。（在学生の場合は、進級した学年の在学証明書）
 - ③ 令和9年度の採用奨学生は3名以内とする。
- (3) 奨学金の併給について
天野育英会奨学金及びその他の奨学金制度との併給は可能です。